

(公社)北海道観光振興機構 北海道観光PR
「ロゴマーク」「イメージキャラクター」の商標使用に関する要綱

第1条(趣旨)

この要綱は、北海道観光を宣伝する目的で、(社)北海道観光振興機構 北海道観光PR「ロゴマーク」「イメージキャラクター」に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関する要綱を定めるものとする。

第2条(本件商標に関する権限)

本件商標に関する一切の権限は、公益社団法人 北海道観光振興機構(以下、「観光機構」という。)に属する。

第3条(本件商標の仕様・使用範囲)

本件商標の仕様は観光機構指定のデザインマニュアルのとおりとする。

本商標を使用できる範囲は、北海道観光のPR 目的の宣伝印刷物(無料宣伝物)、報道関係・雑誌とする。ウェブサイトの掲載はロゴマークのみ使用可能。

なお、観光機構会員については、内容により無償配布の販促品(以下、「物品」という。)への使用 も認める場合がある。

第4条(使用の許諾)

本件商標を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ申請を行い、観光機構 会長(以下、「会長」という。)の許可を受けなければならない。

第5条(使用申請)

前条の許諾を受けようとする者は、専用メールフォームを使用し、会長に申請しなければならない。

2 本件商標を使用しようとする物品によっては、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 企画書等、本件商標の使用内容が分かるもの。
- (2) 本件商標を使用しようとする物品の見本(以下「見本」という。)ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する物品が確認できる写真・サンプル等でもよいものとする。
- (3) その他観光機構が必要と認める書類。

第6条(使用許可期間)

本件商標の使用許可の期間は、申請から最大1年間までとする。

第7条(使用許可書)

会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「商標使用許可書」(以下、「使用許可書」という。)または、「商標使用不許可書」により通知するものとする。

第8条(使用許諾の制限)

会長は、次の各号のいずれかに該当するときには、本件商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 北海道観光の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合。
- (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に活用されるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合。
- (6) 事務所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (8) その他許諾することを観光機構が不相当と認めた場合。

2 前項の場合、申請に要した費用等については、観光機構は一切の責任を負わない。

第9条(使用上の遵守事項)

本件商標の使用にあたっては、この要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた事項以外の目的に使用しないこと、またその権利の譲渡や転貸をしないこと。
- (2) デザインマニュアルに定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) 「キャラクター名」をその宣伝物や物品、パッケージ等に明示すること。
- (4) 本件商標の一部のみの使用や複製、二次使用、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (5) 本件商標の使用後は成果品を速やかに観光機構に提出すること。
- (6) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (7) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに観光機構に連絡すること。
- (8) 第三者との係争、審判、訴訟等について、観光機構に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (9) 使用者は、本件商標の使用に際して、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、観光機構に迷惑を及ぼさないように処理すること。

第10条(使用許可の変更)

使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、使用許可書および変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可書の交付を受けなければならない。

ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する物品が確認できる写真等を添付するものとする。

第11条(使用許可の取り消し申請)

使用者は、本件商標を使用する必要が無くなったときは、使用許可書(変更があったときは変更後のもの)に記載された許可番号と取消し理由を観光機構に連絡しなければならない。

第12条(使用許諾の取消し)

会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の取り消しおよび使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条および第4条の使用の許諾の条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他、本件商標の使用継続が不相当であると認められたとき。

2 会長は、使用者に本件商標の使用状況等について報告させる、または、調査することができる。

第13条(使用の非独占性)

使用者は、会長が許可した用途に限定して、本件商標を使用することができるが、それは非独占的になされるものとする。

第14条(経費等の負担)

観光機構は、本規程により本件商標使用の許可を行った事業に対し、その実施に係る経費または役務を負担しない。

第15条(損失補償等の責任)

観光機構は、本件商標の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

第16条(その他)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、観光機構が別に定める。